

# 後見支援預金(普通預金)

2018年10月1日現在

商品名	後見支援預金(普通預金) ※後見人が裁判所の「指示書」によって利用できる普通預金です。
販売対象	・個人のみ
期間	・期間の定めはございません。
預入	
(1)預入方法	・随時預入、ただし裁判所の「指示書」によります。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。ただし裁判所の「指示書」によります。
利息	
(1)適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法	・年2回(2月、8月)の当庫所定の日に元金に組み入れます。
(3)計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算。
税金	・利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	・残高証明等につきましては、所定の手数料をいただきます。 (詳しくは「各種の取扱手数料一覧」をご覧ください。)
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・中途解約はいつでも自由にできます。ただし裁判所の「指示書」によります。手数料などは無料です。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ内「預金金利情報」「商品サービスのご案内」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249) 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取及び公共料金、クレジット等の自動支払いにはご利用いただけません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・決済用預金(無利息型普通預金)への切り替えはできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・IB(インターネットバンキング)の契約・設定はできません。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)